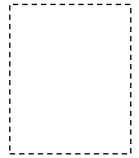

有機性廃棄物リサイクル推進施設
（し尿処理施設）
整備・運営事業
運転管理業務委託契約書
（案）

平成 29 年 9 月

（平成 29 年 10 月 30 日修正）

会津若松地方広域市町村圏整備組合



有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業 運転管理業務委託契約書

- 1 業 務 名 有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業
- 2 履 行 場 所 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内
- 3 履 行 期 間 **契約締結**（本契約としての成立をいう。以下、文脈上別異に解すべき場合を除き、同様とする。）の日 から平成 48 年 3 月 31 日 まで
（運転管理期間 平成 33 年 4 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日まで）
- 4 委 託 料 金 円
（内訳は別紙内訳書のとおり。）
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の金額 円
ただし、実金額は、以下に定める約款（以下「**この約款**」という。）第 39 条、第 40 条その他の規定により定めるものとし、上記金額と一致しない場合がある。
- 5 契約保証金 この約款第 4 条に定めるとおりとする。

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業（以下「**本事業**」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で仮契約として締結した平成[]年[]月[]日付け会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業基本契約書（以下「**基本契約**」という。）第 8 条第 2 項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成 20 年 4 月 1 日会広整組規則第 4 号）及びこの約款の定める契約条項によって、本事業の事業契約の一部として公平な会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業運転管理業務委託契約（以下「**この契約**」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約であって、本事業に係る建設工事請負契約の締結について会津若松地方広域市町村圏整備組合議会において可決されたときに、本契約として成立することを確認する。当該建設工事請負契約の締結について会津若松地方広域市町村圏整備組合議会において否決されたときには、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

この契約の締結を証するため、本書の原本 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成[]年[]月[]日

(発注者) 福島県会津若松市中央三丁目 1 0 番 1 2 号
会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者

印

(受注者)

[住 所]
[会 社 名]
[代表者名]

印

(単位：円、税抜)

年度	業務委託料A				業務委託料B	合計 (A + B)
	固定費 i	固定費 ii	固定費 iii	計	変動費 (予定額)	
平成 33 年度						
平成 34 年度						
平成 35 年度						
平成 36 年度						
平成 37 年度						
平成 38 年度						
平成 39 年度						
平成 40 年度						
平成 41 年度						
平成 42 年度						
平成 43 年度						
平成 44 年度						
平成 45 年度						
平成 46 年度						
平成 47 年度						
合 計						

※1 固定費及び変動費は、本契約締結日における額であり、履行期間中、添付約款に従い、変更される。

※2 変動費は、計画処理量から算出しており、実際の支払いは、添付約款による。

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）

整備・運営事業 運転管理業務委託契約 約款

目 次

第1条	（総 則）	1
第2条	（この契約の目的）	2
第3条	（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	2
第4条	（契約保証金）	2
第5条	（業務遂行）	2
第6条	（期間）	3
第7条	（権利・義務の譲渡の禁止）	3
第8条	（特許権等の使用）	3
第9条	（知的財産権）	4
第10条	（一括再委託等の禁止）	4
第11条	（受注者に対する措置要求）	5
第12条	（本業務の範囲）	5
第13条	（業務範囲の変更）	5
第14条	（業務の基準等）	5
第15条	（業務計画書）	5
第16条	（運転計画及び運転管理マニュアル）	6
第17条	（業務報告書）	6
第18条	（この契約と業務内容が一致しない場合の改善義務）	6
第19条	（車両・重機等）	6
第20条	（災害発生時等の協力）	7
第21条	（長寿命化計画の整備）	7
第22条	（施設見学者等への対応）	7
第23条	（住民への対応）	7
第24条	（運転管理体制の整備）	7
第25条	（緊急時の組織体制の整備等）	8
第26条	（試運転、引渡性能試験、教育訓練等）	8
第27条	（発注者による業務遂行状況のモニタリング）	8
第28条	（本件施設に係る計測）	8
第29条	（環境保全基準値の未達成）	9
第30条	（要求水準書等の未達成）	9
第31条	（性能未達期間中の処理対象物の処理）	9
第32条	（性能未達期間中に生じる費用の負担）	9
第33条	（異常事態への対応）	10
第34条	（臨機の措置）	10
第35条	（搬入管理）	10
第36条	（処理対象量）	11
第37条	（処理対象物の性状）	11
第38条	（運転管理業務委託料等の支払）	11
第39条	（運転管理業務委託料の改定）	11

第40条	(運転管理業務委託料の減額又は支払停止等)	12
第41条	(法令変更)	12
第42条	(不可抗力発生時の対応)	12
第43条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	12
第44条	(不可抗力による一部の業務遂行の免除)	13
第45条	(本件施設の改良保全)	13
第46条	(本事業終了時の取扱い)	13
第47条	(本事業終了時の明け渡し条件)	14
第48条	(発注者の解除権)	14
第49条	(発注者による解除の場合の違約金)	15
第50条	(暴力団排除措置等に関する解除権)	15
第51条	(談合等不正行為による発注者の解除権)	16
第52条	(賠償の予約)	16
第53条	(発注者による一部解除権)	17
第54条	(受注者の解除権)	17
第55条	(法令変更又は不可抗力の場合の解除)	17
第56条	(この契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)	17
第57条	(損害賠償等)	18
第58条	(所有権)	18
第59条	(第三者への賠償)	18
第60条	(保険)	18
第61条	(協議会の設置)	18
第62条	(契約の変更)	18
第63条	(秘密保持)	19
第64条	(個人情報保護)	19
第65条	(経営状況の報告等)	20
第66条	(株主への支援要請)	20
第67条	(遅延利息)	20
第68条	(誠実協議)	20

(総 則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、基本契約及び**要求水準書等**（要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款並びに要求水準書等及び技術提案書と一体となるものとする。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、この約款、要求水準書等及び技術提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この約款、要求水準書等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、技術提案書の記載が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、表記の履行期間（以下「**履行期間**」という。）中、表記の履行場所（以下「**履行場所**」という。）に存する有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）（以下「**本件施設**」という。）にて、要求水準書等及び技術提案書に示された本件施設の運転管理に係る各業務（以下「**本業務**」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に表記の委託料（以下「**運転管理業務委託料**」という。）を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書及び要求水準書に定義された意味又は次の各号所定の意味を有するものとする。
- (1) 「**運転管理開始日**」とは、平成 33 年 4 月 1 日又は発注者が別途通知した日をいう。
- (2) 「**質問回答書**」とは、発注者が平成 [] 年 [] 月 [] 日に公表又は通知した第 1 回質問回答書、平成 [] 年 [] 月 [] 日に公表又は通知した第 2 回質問回答書を総称していう。
- (3) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (4) 「**法令変更**」とは、法律、政令、規則、条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン、公的な解釈等の変更を含む。
- (5) 「**技術提案書**」とは、入札説明書に従い落札者が作成し発注者に提出した平成 [] 年 [] 月 [] 日付け入札提案書類（その後の変更を含む。）をいう。
- 5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び技術提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を福島地方裁判所とすることに合意する。
- 10 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(この契約の目的)

第2条 この契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本件施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本件施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、第6条第1項第2号に定める運転管理期間（以下「**運転管理期間**」という。）における各**事業年度**（当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間をいうものとする。以下同じ。）に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券の提供

(3) この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は**保証事業会社**（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 運転管理期間における各事業年度において、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「**保証の額**」という。）は、運転管理期間中に発注者が支払う運転管理業務委託料を15で除した額の10分の1以上の金額（以下「**保証対象額**」という。）とする。

3 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運転管理期間中における更新を認めるものとする。

5 保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の対象保証額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

第5条 受注者は、基本契約及びこの契約に基づき、要求水準書等及び技術提案書の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、本業務を行うものとする。

2 受注者は、法令、条例、規則、要綱等、この契約、要求水準書等及び技術提案書に基づき、本業務を誠実かつ適正に遂行しなければならない。

3 受注者は、本業務その他受注者がこの契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りでない。

4 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

5 受注者は、本業務の遂行に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等

を遵守するものとする。受注者が関係法令、関係規制等を遵守しなかったことは、受注者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。

- 6 受注者は、要求水準書等に記載する基準値（ただし、技術提案書における自主規制値がこれを上回る場合は、技術提案書における当該数値とする。以下同じ）を確実に確保するものとする。受注者による要求水準書等に記載する基準値の未達は、受注者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。
- 7 受注者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、発注者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼、理解及び協力を得るよう努力するものとする。
- 8 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。
- 9 受注者は、本業務の遂行に必要な限度でのみ、履行場所内の備品等が無償で使用する事ができる。
- 10 受注者は、運転管理期間中、履行場所内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 11 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合において、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、運転管理業務委託料に含まれているものとし、運転管理業務委託料の支払のほか、受注者は、備品等の購入又は調達に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も発注者に請求できないものとする。
- 12 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 13 受注者によるこの契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による受信料を含む。）は、別段の合意がない限り、受注者の負担とする。

（期間）

第6条 履行期間及び運転管理期間は、次のとおりとする。

- (1) 履行期間 契約締結日から平成 48 年 3 月 31 日までの期間
- (2) 運転管理期間 平成 33 年 4 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日までの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、基本契約第 10 条第 3 項の規定により、基本契約締結者間で、運転管理期間の始期の変更について合意された場合は、当該変更後の日をもって、運転管理期間の始期とする。
- 3 前項の規定により、運転管理期間の始期が第 1 項第 2 号と異なるに至った場合も、運転管理期間の終期は変更しないこととし、この場合、発注者と受注者との協議により、運転管理業務委託料の変更を行うものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

- 第7条** 受注者は、この契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、この契約の規定に従って、本件施設を稼働させ廃棄物等を処理するために必要な特許権等の実施権・使用权その他ノウハ

ウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

- 2 受注者は、運転管理業務委託料には、前項の規定に基づく特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに前条第2項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

(知的財産権)

- 第9条** この契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、この契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。
- 2 受注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 前項に規定する著作物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。
 - 4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、前項の規定による場合において、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に提出する場合
 - (3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

(一括再委託等の禁止)

- 第10条** 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者（以下総称して「再委託先等」といい、技術提案書に基づいて再委託された構成企業も含むものとする。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
 - 3 発注者は、再委託先等に対する委託又は請負に関して、受注者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限らない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。
 - 4 第2項の規定による委託又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、再委託先等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
 - 5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った再委託先等がさらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用も全て受注者の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(受注者に対する措置要求)

第11条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは前条第2項又は第5項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った再委託先等その他の第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について受注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

(本業務の範囲)

第12条 本業務の範囲は次の各号に定める業務とし、細目は要求水準書等及び技術提案書に定めるとおりとする。

- (1) 運転管理業務
 - (2) 維持管理業務
 - (3) 環境管理業務
 - (4) 情報管理業務
 - (5) その他管理業務
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本件施設の機能を維持するため又は本件施設を円滑に運転管理し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
 - 3 受注者は、建設工事請負事業者が実施する本件施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。

(業務範囲の変更)

第13条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前条に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲の変更及びそれに伴う運転管理業務委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(業務の基準等)

第14条 受注者は、運転管理期間中、生活環境影響調査、公害防止基準、環境保全関係法令等を遵守して、本件施設の本業務を遂行しなければならない。

- 2 受注者は、本業務の実施に先立ち、運転管理開始日以降本事業が終了する日までの期間を通じた本業務の遂行に関し、要求水準書等に示された水準に対して技術提案書において提案された事項(水準)を反映したマニュアル(以下「**業務マニュアル**」という。)を作成し、発注者に提出した上で、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合を除き、業務マニュアルにつき、運転管理期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

(業務計画書)

第15条 受注者は、各事業年度が開始する30日前(ただし、最初の事業年度の業務実施計画書は、運

転管理開始日の 30 日前) (その日が閉庁日の場合には翌開庁日) までに、要求水準書等に従って、本業務に係る業務計画書を作成の上、発注者に提出し、各事業年度の開始前に発注者の確認を受けなければならない。受注者は、発注者の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、事前に発注者の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 発注者は、業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(運転計画及び運転管理マニュアル)

第16条 受注者は、この契約、要求水準書等及び技術提案書に従い、本件施設の年間運転計画及び月間運転計画を作成し、これに従って運転管理業務を実施しなければならない。受注者は、年間運転計画については、対象年度の前年の 9 月末日までに、月間運転計画については、対象月の前月の 20 日までに、それぞれ作成しなければならない。かつ、かかる作成期限までに発注者に提出の上、承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、本件施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、本件施設に関し、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアル(以下「**運転管理マニュアル**」という。)を運転管理開始日の 30 日前までに作成し、発注者に提出した上で承諾を得るものとする。受注者は、運転管理業務の実施について、運転管理マニュアルに従うものとする。なお、受注者は、作成した運転管理マニュアルについて、本件施設の運転にあわせて随時改善しなければならない。
- 3 年間運転計画及び月間運転計画並びに運転管理マニュアルの記載事項等の詳細は、発注者と受注者との協議により定める。

(業務報告書)

第17条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書(以下「**業務報告書**」という。)を作成し、それぞれ要求水準書等に定める提出期限までに、発注者に提出するものとする。ただし、日報については、受注者の事業所内に運転管理期間にわたって保管し、発注者又は発注者の指定する第三者の要請に応じて閲覧又は謄写に供すれば足りるものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 受注者は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び業務マニュアルに従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、受注者の事業所内に運転管理期間にわたって保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

(この契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第18条 受注者は、本業務の内容がこの契約、要求水準書等若しくは技術提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、運転管理期間又は運転管理業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(車両・重機等)

第19条 運転管理業務の実施に必要な車両・重機等については、受注者が、受注者の責任及び費用負担

において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。当該車両・重機等に係る維持管理費用等は、受注者の負担とする。

(災害発生時等の協力)

第20条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

- 2 災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、その処理に最大限の協力を行う。この場合において、発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。

(長寿命化計画の整備)

第21条 受注者は、本件施設の効率的な更新整備及び保全管理を行うため、長寿命化計画を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、作成した長寿命化計画を変更した場合には、速やかに発注者に報告し、承諾を得なければならない。
- 3 長寿命化計画の作成期限、使用期間、記載事項等の詳細は、発注者と受注者との協議により決定する。

(施設見学者等への対応)

第22条 受注者は、発注者の協力要請に対し、本件施設の見学を希望する個人及び団体に対して本件施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うものとする。なお、見学者の受付は発注者にて行うこととする。また、受注者は、見学者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するよう管理しなければならない。

(住民への対応)

第23条 受注者は、常に適切に本業務を遂行し、発注者の要請があるときは発注者とともに周辺住民等に対して本件施設の運転状況の説明を行い、周辺住民等の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 2 受注者は、本件施設の利用者に対して、適切に対応しなければならない。
- 3 受注者は、本件施設に対して構成市町村の住民、周辺住民等による電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。なお、構成市町村の住民、周辺住民等により本件施設に関する意見等があった場合には、受注者は、速やかに発注者に報告し、発注者と受注者とで協議の上、適切に対応し、その結果を文書にて発注者に提出しなければならない。

(運転管理体制の整備)

第24条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び技術提案書に基づく本業務の実施体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、この契約の終了まで、これを維持する。

- 2 受注者は、前項において確保した人員に対し、本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行い、運転管理開始日における本件施設の正式稼働に支障のないよう準備しなければならない。
- 3 受注者は、前項に定める研修等を完了した後、要求水準書等及び技術提案書に従い、本業務の実施体制を整備し、発注者に対して、整備した実施体制につき届出を行うものとする。
- 4 発注者は、前項に定める届出を受領した後、本業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び技術提案書に従った実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該本業務の実施体制を確認することができる。

(緊急時の組織体制の整備等)

第25条 受注者は、災害等の緊急時において、二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 受注者は、緊急時における対応マニュアル（以下「**緊急対応マニュアル**」という。）を作成し、発注者に提出した上で承諾を得るものとする。受注者は、緊急時において、緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うものとする。
- 3 受注者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて随時改善しなければならない。受注者が緊急対応マニュアルを変更した場合には、速やかに発注者に提出し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、発注者等への連絡体制を整備した上で、発注者に報告するものとする。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、訓練の開催については、事前に本件施設の関係者等に連絡し、参加について協議する。
- 6 本件施設において事故が発生した場合、受注者は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告する。受注者は、当該報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。

(試運転、引渡性能試験、教育訓練等)

第26条 建設事業者が実施する本件施設の試運転、引渡性能試験の実施にかかる業務については、受注者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。

- 2 受注者は、建設事業者と協力して、運営事業開始の準備を行うとともに、建設事業者から必要な教育訓練を受けるものとする。

(発注者による業務遂行状況のモニタリング)

第27条 発注者は、別紙 1 記載のモニタリング実施要領に従い、本業務の遂行状況並びに本件施設の維持管理及び運転管理の状況のモニタリングを行う。

- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本件施設へ立ち入る等必要な行為を行うことにつき申出を行うことができる。また、発注者は、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項の規定に基づく本事業の遂行状況等の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(本件施設に係る計測)

第28条 受注者は、運転管理期間中、自己の負担において、要求水準書等及び技術提案書、運転管理マニュアル及び業務マニュアル、業務計画等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本件施設に係る計測を実施しなければならない。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

- 2 発注者は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が、別紙 2 に規定する環境保全基準値に近い値を示し、環境保全基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合、又は計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本件施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、受注者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、発注者が測定値に応じて決定するものとする。

(環境保全基準値の未達成)

第29条 第 27 条によるモニタリング又は前条の計測等の結果、別紙 2 に示す環境保全基準値が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、分析機関に分析を委託し、原因の究明に努め、環境保全基準値を達成するよう本件施設の補修、運転管理業務の改善等を行わなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、協議により、本件施設の稼働状況に応じて、環境保全基準値を見直すことができる。

(要求水準書等の未達成)

第30条 第 27 条によるモニタリング又は第 28 条の計測等の結果、前二条に規定する項目以外の項目等について、受注者による本業務の遂行が要求水準書等若しくは技術提案書又は業務マニュアルに定める水準を満たしていない場合は、発注者は、受注者に対して、別紙 1 記載のモニタリング実施要領に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する要求水準書等に定める報告、記録等において、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。

- 2 前項の場合には、発注者は、必要と認めるときは、受注者に本件施設の運転の停止を指示することができ、受注者は、これに従わなければならない。
- 3 第 1 項において要求水準書等若しくは技術提案書又は業務マニュアルに定める水準の未達成が発注者の指示により生じた場合、その他発注者の責に帰すべき事由により生じた場合は、発注者は、必要に応じて委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

(性能未達期間中の処理対象物の処理)

第31条 運転管理期間中、本件施設の運転停止又は処理能力の低下により、本件施設に搬入された処理対象物が受入設備において受入可能な貯蔵量を超えるおそれが生じた場合、受注者は、発注者に対し、速やかにその旨を通知する。発注者は、受入可能な貯蔵量を超えた処理対象物を処理し得る他の廃棄物処理施設（以下「**緊急代替処理施設**」という。）を確保して、処理対象物の代替処理を行うよう努力する。受注者は、発注者のかかる代替処理に対して、最大限の協力を行う。

(性能未達期間中に生じる費用の負担)

第32条 発注者の責めに帰すべき事由により、本件施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、運転管理業務委託料のうち固定費（第 38 条第 2 項に規定する控除を受けた後の固定費とする。）及び変動費の支払を行うほか、代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本件施設の運転再開のための修理費等の追加費用並びに受注者に生じた損害を合理的な範囲で負担する。ただし、受注者が善管注意義務に違反したことに起因して発生又は拡大した損害のうち受注者の帰責性の割合に相当する部分については、受注者の負担とする。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、本件施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、それにより生じる追加費用及び責任は受注者が負担する。発注者は、運転管理業務委託料のうち固定費（第 38 条第 2 項に規定する控除を受けた後の固定費とする。）及び変動費の支払を行う（ただし、運転管理業務委託料の減額及びこの契約の解除に関する手続は、第 40 条及び第 48 条の定めに従う。）。発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本件施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び発注者に生じた損害は受注者が負担する。

- 3 不可抗力により、本件施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、発注者は、運転管理業務委託料のうち固定費（第 38 条第 2 項による控除を受けた固定費とする。）及び変動費の支払を行う。ただし、発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用及び本件施設の運転再開のための修理費については、第 43 条の規定に従う。

（異常事態への対応）

- 第33条** 受注者は、本件施設の運転管理業務において、故障、環境保全基準値の未達、不可抗力による損害発生、要求水準書等若しくは技術提案書又は業務マニュアルに定める水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「**異常事態**」という。）が発生したときは、要求水準書等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。
- 2 受注者は、本件施設に係る異常事態の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
 - 3 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
 - 4 本件施設が計画外において停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について前二項の規定を準用する。

（臨機の措置）

- 第34条** 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知する。
 - 3 発注者は、事故、災害防止その他本件施設の運転管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
 - 4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第 43 条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

（搬入管理）

- 第35条** 受注者は、受入設備において目視検査等の搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に処理不適物がないことを確認しなければならない。
- 2 受注者は、受け入れた処理対象物に処理不適物が確認された場合、処理対象物の投入を中止し、発注者に報告して指示を仰がなければならない。また、処理不適物を搬入した者に発注者が定める搬入基準について適切に指導しなければならない。
 - 3 処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、発注者及び／又は受注者の責めに起因するものについては、発注者及び／又は受注者における帰責性の所在及び割合に応じて、第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、発注者及び／又は受注者が負担し、不可抗力に起因するものについては、第 32 条第 3 項ただし書及び第 43 条の規定に従う。上記のいずれによっても追加費用の負担につき決することができない場合、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

(処理対象量)

第36条 本件施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、提案された変動費の処理単価（以下「**提案単価**」という。）をもって変動費を算定する。

(処理対象物の性状)

第37条 処理対象物の性状が、要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている限り、受注者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運転管理業務委託料（変動費の提案単価の見直しを含む。）の変更その他費用の負担を請求することはできない。

- 2 要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、受注者は、性状を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。
- 3 前項に規定する以外の処理対象物の性状に係る項目の変動による運転管理業務委託料の見直しは行なわない。
- 4 本件施設に搬入された処理対象物の性状が要求水準書の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。
- 5 前項に規定するデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、この契約に基づき、発注者と受注者が協議して定める。
- 6 受注者は、前二項の規定に基づき得られたデータ及び検査結果等を、発注者と受注者が協議して定める頻度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(運転管理業務委託料等の支払)

第38条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙3記載の算定方法及びスケジュールに従い、運転管理業務委託料を支払うものとする。当該運転管理業務委託料には、本業務の遂行に当たって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、運転管理業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者が本件施設の運転を停止した場合、発注者は、理由の如何にかかわらず、運転管理業務委託料のうちの固定費から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、運転管理業務委託料の支払に当たり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を運転管理業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 4 発注者は、運転管理業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「**遅延防止法**」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(運転管理業務委託料の改定)

第39条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙3記載のとおり運転管理業務委託料を改定できる。

(運転管理業務委託料の減額又は支払停止等)

第40条 第 27 条に基づく発注者による業務遂行状況のモニタリングその他により、本業務について要求水準書等及び技術提案書に定める内容並びに水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、別紙 1 に定めるところに従って運転管理業務委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

- 2 受注者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対応する運転管理業務委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た運転管理業務委託料相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得た運転管理業務委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(法令変更)

第41条 運転管理期間中に法令変更が行われた場合において、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響
- (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細
- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更その他の報告された事態に対するこの契約の変更、費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
- 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から 60 日以内に対応措置について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。
 - (1) 発注者は、次の各号に掲げる法令変更に起因する追加費用を負担する。
 - ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
 - イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの
 - (2) 受注者は、次の各号に掲げる法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。
 - ア 前号アに掲げる法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
 - イ 前号イに掲げる法令変更以外の税制度に関する法令変更
- 4 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 55 条の規定に従う。

(不可抗力発生時の対応)

第42条 運転管理期間中に不可抗力が発生した場合において、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第43条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失又は追加費用が発生した場合において、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と受注者との協議により、不可抗力への該当性の判定、この契約の変更及び費用負担等について決定するものとする。
- 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙 4 に記載する負担割合によるものとする。

- 4 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第 55 条の規定に従う。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第44条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合において、受注者は、当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。

- 2 前項の定めに従って受注者が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合において、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を運転管理業務委託料から減額することができるものとする。

(本件施設の改良保全)

第45条 発注者及び受注者は、運転管理期間中、本件施設の運転管理業務に関連して、著しい技術又は手法の革新等がなされた場合は、当該技術革新等に基づく新しい技術、手法等（以下「**新技術等**」という。）の導入について検討し、本件施設の改良保全提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は受注者が負担する。ただし、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については、発注者が負担する。
- 3 第 1 項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他の消耗品の使用量の削減等により運転管理業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び運転管理業務委託料の減額について協議するものとする。

(本事業終了時の取扱い)

第46条 発注者は、運転管理期間満了日の 36 か月前までに、本事業終了後の本件施設の運転管理の継続に係る協議について、受注者に申出ることができる。

- 2 前項の規定による申出に応じて、発注者及び受注者は、本件施設の運転管理の継続に係る協議を行うものとし、この契約の継続及び受注者以外の第三者への委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受注者は、発注者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。
- 3 発注者が本事業終了後における本件施設の運転管理を公募に供することが適切でないと判断した場合には、発注者は、運転管理期間満了日の 24 か月前までに、この契約の継続に関して受注者に協議を申出ることができる。この場合、受注者は、発注者との協議に応じなければならないものとする。
- 4 協議の結果、受注者が運転管理期間満了後において本件施設の運転管理を継続することとなった場合には、受注者は、運転管理期間満了日の 6 か月前までに、運転管理期間満了時の翌事業年度に係る事業の実施計画を発注者に提出するものとする。また、当該協議の結果にかかわらず、受注者は、次の各号に係る情報及び資料を含む発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない（提出期限は運転管理期間満了日の 18 か月前を目途とする。）。

- (1) 人件費
- (2) 運転経費
- (3) 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用等）
- (4) 用役費
- (5) 運転管理期間中の財務諸表
- (6) その他必要な資料

- 5 運転管理期間満了日の 12 か月前までに前項の規定によるこの契約の継続に係る合意が整わない場合には、この契約は、運転管理期間満了日をもって終了するものとする。

- 6 この条の規定に基づきこの契約の延長が行われる場合には、運転管理業務委託料を含め、必要な契約の変更を行うものとする。

(本事業終了時の明け渡し条件)

- 第47条** 運転管理期間が満了し、かつ、前条の規定に基づくこの契約の延長が行われなかった場合には、受注者は、この契約に基づき、本件施設を発注者に明け渡す。
- 2 発注者は、基本性能が満足していることを確認するため、運転管理期間満了日前に、本件施設の機能確認及び性能確認を実施する。
- 3 受注者は、要求水準書等の規定に従い、運転管理期間満了に先立って、受注者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を、発注者の立会いの下に実施しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定に基づく機能検査の結果、本件施設が本事業終了後も継続して使用することに支障があることが判明した場合には、受注者の責任及び費用負担において、必要な補修を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本事業終了後 24 か月の間に、本件施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。本規定は、この契約が終了した後においても適用する。
- 6 本件施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の解除権)

- 第48条** 発注者は、必要と認めるときは、90 日前までに受注者に通知することにより、この契約の全部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 第 53 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者又は受注者の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
 - (6) 受注者がこの契約に違反した状態となった場合において、発注者が第 30 条の規定に基づき、受注者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (7) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
 - (8) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき、第三者により申立がなされたとき、又は受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
 - (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。
 - (10) この契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。

- (11) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約上の受注者の義務の履行が不能となったとき。
- (12) 前各号に定めるもののほか、この契約の重大な違反又は抵触があったとき。
- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30 日以内の期間を定めて、受注者に対し履行を催告し、当該期間内に履行がなされないときは、受注者に通知することによりこの契約を解除することができる。なお、受注者は、発注者が請求した場合は、自己の責任及び費用負担において、発注者が指定する事業者に対して、本業務の一部又は全部を委託しなければならない。
- (1) 受注者が、本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
- (2) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 60 条の定めに従って保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。
- (3) その他、受注者がこの契約の義務を履行しないとき。

(発注者による解除の場合の違約金)

- 第49条** 発注者が前条第 2 項及び第 3 項に基づきこの契約を解除した場合には、受注者は、解除の日から運転管理期間満了日までの残期間に係る運転管理業務委託料（要求水準書等又は技術提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）の 10 分の 1 に相当する金額又は年間運転管理業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運転管理業務委託料とし、要求水準書等又は技術提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）のうちいずれか高い方の金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第 4 条に規定する契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から本条第 2 項に基づき充当された契約保証金の額を控除することができる。
- 2 発注者が前条に基づきこの契約を解除した場合には、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者に生じた損害の賠償又は前項の違約金に充当する。
- 3 第 1 項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金支払請求権と受注者の運転管理業務委託料支払請求権その他の発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 4 前三項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第 1 項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。

(暴力団排除措置等に関する解除権)

- 第50条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) **役員等**（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「**暴力団員**」という。）であると認められるとき。
- (2) **暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までの

いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、運転管理業務委託料（総額）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、本項の規定は、発注者に生じた損害額が本項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。本項の規定により受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が本項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為による発注者の解除権）

第51条 発注者は、本事業に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「**排除措置命令**」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「**行政事件訴訟法**」という。）第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「**納付命令**」という。）を受け、行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられ確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（賠償の予約）

第52条 受注者は、この契約に関して、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前条第2項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金としてこの契約による契約額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用する。

3 前二項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が賠償金及び利息を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

4 前三項の場合において、受注者が特別目的会社であつて既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であつた全ての構成員に対して前項に定める額の賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者はその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(発注者による一部解除権)

第53条 発注者は、必要と認めるときは、90 日前までに受注者に通知することにより、この契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする

2 発注者が、前項に基づきこの契約の一部を解除する場合には、当該一部解除により不要となる設備の利用停止に関し受注者と協議するものとし、受注者は、当該協議の結果に従って当該設備の利用停止に向けて必要な措置を講じる。

(受注者の解除権)

第54条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 前条第 1 項の規定による一部解除のため、運転管理業務委託料が 3 分の 1 以上減じたとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 発注者がこの契約に基づく債務の履行を行わない事態を 60 日間継続したとき。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第55条 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、この契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いの運転管理業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(この契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

第56条 この契約が解除された場合、この契約は、将来に向かって効力を失うものとする。

2 受注者は、この契約が終了する場合又は終了した場合（期間満了による終了及び解除による終了を含む。以下本条において同じ。）で、発注者が本件施設に関する業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、発注者が行う本業務を継承する事業者（以下「**後任事業者**」という。）の選定に協力するとともに、後任事業者に対して本件施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。

3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が本業務を継承するまで、この契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとする。

4 受注者は、前二項に規定する引継ぎが終了し、かつ第 6 項に規定する修繕を終了したときは、後任事業者に対し、発注者が指定する期日までに、本件施設を引き渡す。

5 発注者は、第 3 項の規定に基づきこの契約の終了後において本業務を継続した場合には、別紙 3 に準じて算定した運転管理業務委託料を、受注者が後任事業者への引継ぎを終了するまでの期間につき、受注者に支払う。この場合における支払条件等については、発注者と受注者との協議により定める。

6 受注者は、この契約の終了に際して、本件施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた再委託先等その他の者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用負担において当該物件を撤去し又は処分すべき旨を指示することができる。

7 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者による処置について異議を申し出ることができず、また、発注

者による処置に要した費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、第 2 項及び第 3 項に規定する本件施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するものとする。

(損害賠償等)

- 第57条** 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合には、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合には、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 この契約に定める運転管理業務委託料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また運転管理業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

(所有権)

- 第58条** 本件施設（更新された部分、維持管理上必要に応じて追設された部分を含む。）の所有権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本件施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他本件施設に関していかなる権利も有しない。
- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、本件施設を運転管理期間中無償で使用させる。

(第三者への賠償)

- 第59条** 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、第 60 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

- 第60条** 受注者は、本業務の遂行に当たって、運転管理期間の全期間にわたり、別紙 5 記載の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、発注者が付保する必要がある旨を受注者に通知した場合は、この限りでない。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うに当たって必要な支援を行うものとする。

(協議会の設置)

- 第61条** 発注者と受注者は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。
- 2 発注者と受注者は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

- 第62条** 本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容が変更したとき、その他特別な事情が

生じたときは、発注者と受注者との協議の上、この契約の規定を書面にて合意することにより変更することができるものとする。

(秘密保持)

- 第63条** 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者及び受注者がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める秘密保持義務は、この契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

- 第64条** 受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「**個人情報**」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
 - (2) この契約の目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。
 - (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
 - (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
 - (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
 - (6) この契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
 - (7) 本業務に従事する者に対し、本業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(経営状況の報告等)

- 第65条** 受注者は、この契約の終了に至るまで、各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、受注者の事業収支報告書を、受注者の毎事業年度終了後90日以内に発注者に提出しなければならない。

(株主への支援要請)

- 第66条** 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じる恐れがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(遅延利息)

- 第67条** 受注者は、この契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。
- 2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の遅延利息をもって計算する(千円未満は切り捨てるものとする。)。かかる計算は、遅延利息支払時における遅延防止法第8条1項に規定する遅延利息の額を超えないものとする。

(誠実協議)

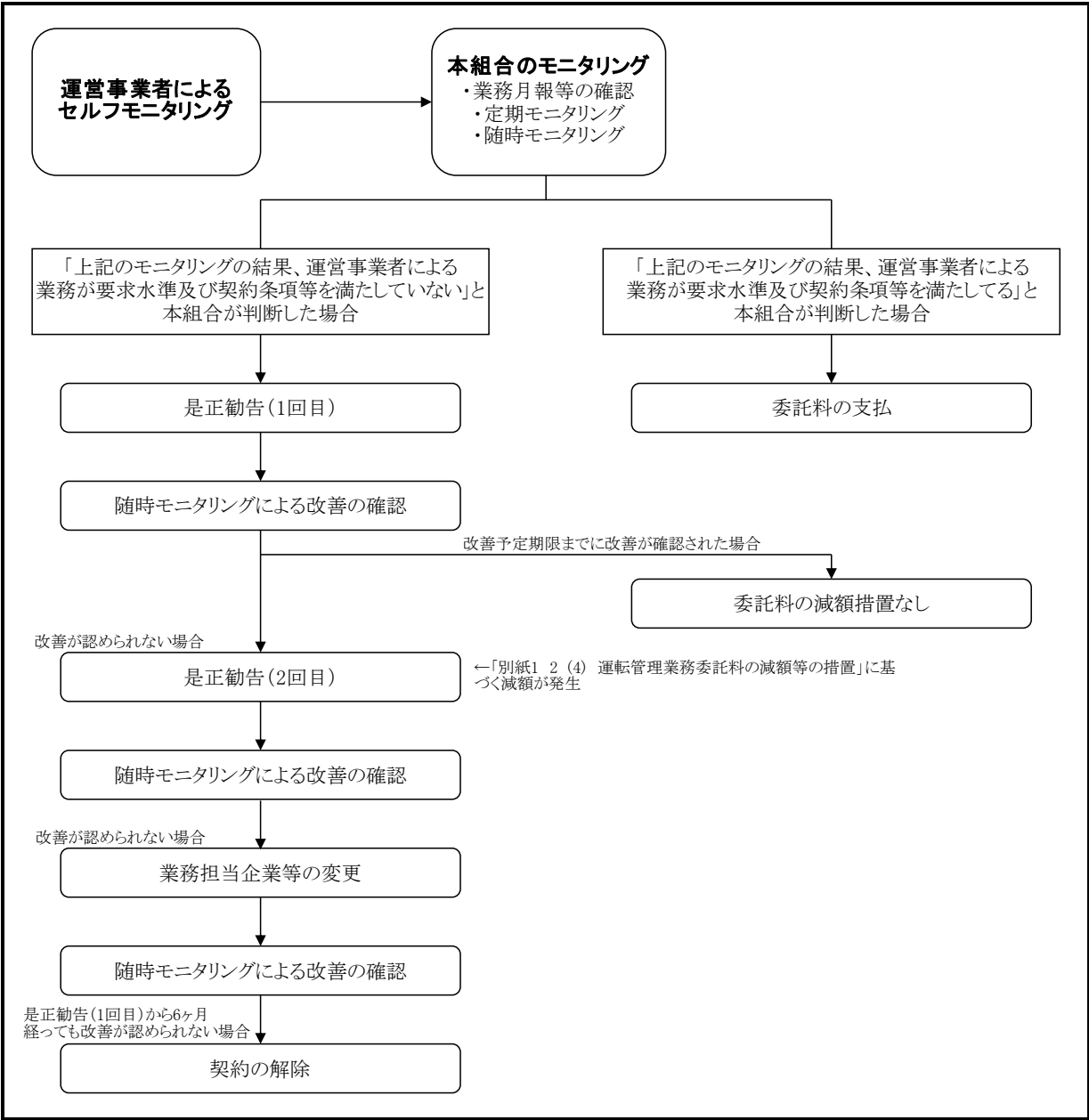
- 第68条** この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

[以下、余白]

別紙1 モニタリング実施要領等（第 27 条、第 30 条、第 40 条）

1 運転管理期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運転管理期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運転管理業務委託料の減額を目的とするものではなく、本組合と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運転管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 | |

(2) 本組合によるモニタリングの方法

本事業における運転管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本組合は、運営事業者が運転管理業務委託契約、入札説明書等及び技術提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本組合へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、月 1 回、本件施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他随時必要に応じて、本組合は本件施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

本組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運転管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合には、本組合は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

(b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運転管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合には、運営事業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると本組合が判断した場合には、本組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第 2 回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合には、本組合は、運営事業者に第 2 回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第 2 回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本組合が判断した場合には、本組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本組合は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長 6 ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合において、本組合がこの契約の継続を希望しない時には、この契約を解除することができる。

(4) 運転管理業務委託料の減額等の措置

運転管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

- ア モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第 2 回目）を行った場合には、当該事象に対して第 2 回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で運営事業者に支払う運転管理業務委託料（固定費 i ）を減額する。
- イ 運転管理業務委託料の減額の程度は、1 件の是正勧告に対して固定費 i の 10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費 i の減額の限度は、50%とする。
- ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設を停止した場合には、ア、イによらず、本件施設を停止した日を起算日とし、正常に施設が稼働していることを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で固定費 i の 10%を減額する。

3 運転管理業務に係る対価の返還

運転管理業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運転管理業務委託料が減額される状態であった場合には、運営事業者は、減額されるべき運転管理業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合において、当該減額されるべき運転管理業務委託料を本組合が事業者を支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙 2 本件施設の環境保全基準（第 28 条、第 29 条）

【詳細は提案に基づき協議を行い定める。】

別紙3 運転管理業務委託料（第38条、第39条、第56条）

1 対価の構成

本事業において本組合が運営事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
運転管理業務に係る対価	運転管理業務委託料	①運転管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

区 分		支払の対象となる費用	対価の算定方法※1
運 転 管 理 業 務委託料A	固 定 費 i	人件費その他運転管理に関わる諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用	■各支払期の固定費 i、ii ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の合計金額）]÷各年度の支払回数（12回/年）
	固 定 費 ii	運転管理費用 ・電気基本料金、水道基本料金等 ・油脂類費 ・測定・分析費 ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固 定 費 iii	補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。
運 転 管 理 業 務委託料B	変動費	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く。） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値）※2×提案単価（円/ kL） ※入札価格の算定に当たっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値）※3×提案単価（円/ kL）

※1：各支払い時期の運転管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の処理量（実績値）」は、計量機にて計量した搬入量とし、単位は(kL)、小数点以下第2位までを有効桁数とする。

※3：「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

3 対価の支払方法

(1) 支払回数

業務委託料A（固定費 i ・固定費 ii ・固定費 iii） : 180 回（15 年間×年 12 回）

業務委託料B（変動費） : 180 回（15 年間×年 12 回）

※ 運転管理業務委託料は平成 33 年度以降の支払となる。

- (2) 本組合は、本件施設の引渡し後、運転管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の 1 ヶ月に相当する運転管理業務委託料に係る請求書を本組合に提出する。本組合は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運転管理業務委託料を支払う。ただし、本組合は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合において、事業者は、改善確認の通知を本組合から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本組合に提出し、本組合は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運転管理業務委託料を支払う。
- (3) 業務委託料A（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の 1 回当たりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を 12 で除した金額とする。なお、固定費 iii については、本組合と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費 iii の事業期間中の総額は変更しない。
- (4) 業務委託料B（変動費）の 1 回当たりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円 / kL）によるものとする。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

運転管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本組合が認める場合には、本組合及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。

区 分		改定の対象となる費用	指 標
運転管理業務委託料 A	固定費 i	・ 人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計(事業所規模 30 人以上)／現金給与総額指数／福島県平均」(厚生労働省)
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
	固定費 ii	・ 電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・ 油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／有機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
運転管理業務委託料 B	固定費 iii	・ 補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」(日本銀行調査統計局)
	変動費 単価	・ 燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)
		・ 薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
		・ 光熱水費(電力等の基本料金を除く)	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

(2) 改定の条件

運転管理業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、 $\pm 1.5\%$ (下記(3)アに示す改定割合に ± 0.0151 以上の増減があった場合であり、小数点以下第 4 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとする) を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標(直近 12 ヶ月の平均値)に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の運転管理業務委託料を確定する。改定された運転管理業務委託料は、改定年度の翌年の第 1 支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運転管理業務委託料の改定期間は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、平成 32 年 8 月末時点で公表されている最新の指標(直近 12 ヶ月の平均値)に基づき、平成 32 年 9 月末までに見直しを行い、平成 33 年度の運転管理業務委託料を確定する(比

較対象は平成 29 年 8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）とする。）。
改定された運転管理業務委託料は、平成 33 年度の第 1 支払期の支払から反映させる。なお、初回
改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運転管理業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y : 改定後の当該費用（税抜）

X : 前回改定後の当該費用

（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha: \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注 1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注 2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注 3) 当該改定割合に小数点以下第 4 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運転管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本組合が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な改定について

固定費及び変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと本組合が認めた費目については、本組合と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

5 支払スケジュール

[提案に基づき記載する。]

別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第43条）

- 1 発注者と受注者は、不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
 - (1) 運転管理業務委託料を15で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
 - (2) (1)を超える額は、発注者の負担とする。
- 2 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
- 3 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、第61条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

別紙5 保険（第60条）

1 第三者賠償責任保険

付保対象： 本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に
被る損害

付保期間： 運転管理期間

保険金額： 提案による

その他： 発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

2 機械保険（火災を除く）

付保対象： 提案による

付保期間： 運転管理期間

保険金額： 提案による

※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく
受注者の提案によるものとする。